

( 整理番号 2013 )

長野地方最低賃金審議会第 2 回計量器等専門部会 議事要旨

開催日時	令和 2 年 9 月 24 日 10 時 30 分 ~ 11 時 15 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
議 題	1 計量器等最低賃金の改正審議について 2 その他		
1 長野県計量器等最低賃金の改正審議について ( 1 ) 労働者側代表側委員の基本的な考え方 ア これまで同様、最低賃金法に照らし、低廉な労働者の賃金の底上げを図っていくことが必要であり、連合リビングウェイジでは時間額 930 円が長野県での生活に最低限必要という数字が出ていること。 イ 同じ長野県特定最低賃金のはん用機械最低賃金との格差、11 円を縮めていく必要があること。 ウ 地域最低賃金との差について、以前は 100 円以上があったものが 44 円までに縮まってきており、しっかりと優勢性を保つ必要があること。 エ コロナ禍という特殊事情は踏まえた上で、計量器等最低賃金のあるべき水準をしっかりと議論すべきこと。 ( 2 ) 使用者側代表側委員の基本的な考え方 ア コロナ禍において、大きな需要の損失があり、幅広い業種に影響をもたらしており、今後 V 字回復は甚だ困難であり、非常に厳しいという現状認識であること。 イ 終息時期が見えない中、制度融資等を受けながら各企業が事業継続を図っているものの、将来的にはこれら借り入れの返済が必要となってくること。 ウ 長野県内における新規求人や有効求人倍率の数値が低い一方、解雇や雇止めの数、雇用調整助成金の申請件数は大きく増加しており、各企業がぎりぎりのところで経営を維持し、雇用を守っていることが窺えること。			

エ こういった状況下、最低賃金の三原則の中でも、特に、支払い能力を重視して審議すべきこと。

(3) 金額提示

ア 労働者代表側の金額提示

政府の円卓会議で決められた 1,000 円を目指すという過程において、8 円引上げで時間額 900 円とする金額提示あり。

イ 使用者代表側の金額提示

大変厳しい経済状況を鑑み、県最賃の 1 円引上げ同様、1 円引上げで時間額 893 円とする金額提示あり。

労使御双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りが期待できないことから、継続審議することとなった。

2 その他

次回専門部会の開催日程の確認

令和 2 年 9 月 28 日 10 時 30 分から長野労働基準監督署会議室

配布資料

- 1 長野地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿(計量器等)
- 2 特定最低賃金専門部会運営規程(計量器等)
- 3 長野県計量器等製造業最低賃金専門部長報告(令和元年 9 月 25 日付け(写))
- 4 長野県計量器等製造業最低賃金答申文(令和元年 9 月 25 日付け(写))
- 5 【長野労働局】職業別求人募集(平均)賃金 令和 2 年 8 月分